

日野市市制施行60周年記念ロゴマーク募集要項

1. 11月3日に市制施行60周年を迎えます

日野市は令和5年11月3日、市制施行60周年を迎えます。

市制施行50周年から10年を振り返り、未来を考えるきっかけになるよう、60周年記念事業等を行い、本市の魅力を市内・外へ発信していきます。

2. 募集内容概要

市民をはじめとする日野市に関わるすべての人が60周年記念事業に取り組むために、日野市市制施行60周年記念事業で使用するキャッチコピーを募集し、「ありがとう 60年 誠の心で これからも」に決定しました。このキャッチコピーに沿ったロゴマークを広く募集します。

日野市市制施行60周年記念キャッチコピー

ありがとう 60年 誠の心で これからも

※日野市民の皆様への60周年感謝と、これから先も誠実に取り組んで行こうという思いが込められています。

3. 募集要件

- ① キャッチコピーを含めて、60周年であることがわかるデザインであること。
※絵柄と文字の一体化したデザイン・文字のみのデザイン等の指定はありません。
- ② 市制施行60周年を広くPRするツールとしてポスター・チラシ・ホームページ等にて利用可能なデザインであること。
- ③ 単色・モノクロで使用、縮尺を変えて使用する場合でも、イメージが損なわれないデザインとしていること。
- ④ 出来るだけ多くの人に見分けしやすい配色を選ぶ、障がいのある方や高齢者を含めたすべての人に情報が伝わるよう配慮するなど、ユニバーサルデザインを心掛けたデザインに努めていること。
- ⑤ 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品であること。
- ⑥ 応募された作品の著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、無償譲渡するものとし、日野市に帰属するものとし、またその使用に関して著作権者は著作者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。

- ⑦ 作品提出にかかる費用については、応募者の負担とします。
- ⑧ 応募、提出いただいたデータ、書類は返却しません。
- ⑨ 応募作品は提出後に修正することはできません。
- ⑩ 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考通過のお問い合わせに対応しかねますのでご了承ください。
- ⑪ 応募に際してご提出いただいた書類は、厳重に管理し、採用審査の用途に限り使用します。これらに記載されている個人情報には正当な理由なく第三者へ開示することはありません。ただし、受賞者の氏名、お住まいの地域（市町村名までは選考結果発表のために公表することがあります）。
- ⑫ 未成年の方については、受賞した場合に親権者の同意が必要になります。
- ⑬ 郵便や電子申請の事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害で作品を確認できない等の問題が発生した場合、主催者は一切責任を負いません
- ⑭ 他の自治体・企業・団体等が募集するロゴマークへの二重応募は認められません。
- ⑮ 応募作品が既発表作品と同一、酷似している場合、または第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、本募集要項に反している場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- ⑯ 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。日野市では一切の責任を負いかねます。なお、応募作品に関連して、日野市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- ⑰ 受賞作品の使用にあたっては、必要に応じてデザインや色彩などの一部を変更する場合があります。
- ⑱ 政治、宗教的活動等を連想させることがないように配慮したデザインに努めてください。
- ⑲ 本規定に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。
- ⑳ 応募の時点で、この応募要項記載事項に同意したものとします。

4. 用途

日野市市制施行60周年に関わるPR活動での使用のほか、市が認める事業に対してもその使用を許可する予定としています。

※行政のみならず、広く市民等が活用することを想定しています。

5. 応募資格

日野市在住・在勤・在学者、日野市を応援している方、日野市にゆかりのある方

※プロ、アマ、年齢不問

6. 応募期間

2022年11月1日（火）～2022年11月30日（水）

7. 応募方法

（1）作品の応募は電子申請で、所定のフォームに作品データを添付の上、必要事項と簡単な作品説明を入力してください。

（2）1人何作品でも応募可能ですが、応募1通につき1作品です。

（3）データ容量は7MB以下とし、データ形式はjpeg、gif、pngファイルのいずれかとする。ただし、A4サイズで印刷した際に、鮮明にデザインがわかること。

8. 審査及び選考

審査にあたっては、一次審査を庁内選定委員会で行い、二次審査は市民投票によって決定します。投票は児童館等に設置する投票箱への投票等から行います。

9. 結果発表

2023年1月 予定